

# 長野工業高等専門学校教育改善委員会規則

制 定 平成17年4月1日

最終改正 令和7年12月9日

## (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第17条第2項の規定に基づき、本校教育改善委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

## (業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 本校の教育システムの点検評価に関すること。
- 二 教員の教授内容・方法を改善し、教育水準を向上させるための組織的な取り組み（FD）の推進に関すること。
- 三 参与会の意見等からの教育システムの改善に向けた取り組みに関すること。
- 四 既卒業生・既修了生、企業等へのアンケートの実施に関すること。
- 五 校長が必要と認めた事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が必要と認める者
  - 二 学生課長
- 2 前項第一号に規定する委員は、校長が指名する。
  - 3 委員会に副委員長を置くことができる。
  - 4 副委員長は、第1項第一号に規定する職員の中から、委員長が指名する。

## (任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び委員会の招集等)

第5条 委員長は、委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長野工業高等専門学校教育改善委員会規程（平成16年1月7日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月3日から施行し平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。(内部組織規則の改定関係(第1条))

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月29日 一部改正）

この規則は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月9日 一部改正）

この規則は、令和7年12月9日から施行する。